

育休教職員のキャリア形成支援事業実施要項

1 目的

育休教職員のブランクによる職場復帰での学級経営や教科指導に対する不安軽減、モチベーション向上を図ることを目的とする。

2 対象研修

原則、すべての研修を対象とする。ただし、次の①～③を参考にする。

①在籍1～7年目では、以下の研修の受講が望ましい。

- ・初任者研修
- ・ステップアップ研修
- ・フォローアップ研修

②在籍8年目以降では、以下の研修の受講が望ましい。

- ・中堅教諭等資質向上研修
- ・キャリアアップ研修

③その他、校長が必要と認めた研修

3 対象教職員

育休中教職員。ただし、参加は当該教職員が希望する場合に限る。

4 事業内容

(1) 教職員研修への参加

対象教職員は、上記の対象研修から希望する研修を選択し、参加することができる。

(2) 傷害保険への加入

研修参加教職員の研修会場への移動、受講中の怪我等に対応するため、傷害保険に加入する。

(3) 託児サービスの提供

研修参加教職員が希望する場合は、参加期間中、参加教職員の子（未就学児に限る）に対し、託児事業者による託児サービスを用意する。

※(2)(3)に係る経費については、県が負担する。

5 事務処理上の留意事項

(1) 各研修の実施内容は、大分県教育センターホームページ、全国教員研修プラットフォーム「Plant」に掲載する。

(2) 参加希望者がある場合は、別紙「研修申込みフローチャート」に沿って、対象教職員の所属を經由し、各種様式を大分県教育センター所長に提出する。ただし、市町村立学校については、市町村教育委員会を經由して提出する。

(3) 研修への参加は職務命令ではなく対象教職員の希望による参加であり、公務災害・通勤災害の対象とはならない。

(4) 研修会場への移動のための旅費等については支給しない。

(5) 研修の参加については、一部日程のみの参加を認める。申込みの際に、参加する時間帯を事前に申し出る。

(6) 参加した悉皆研修については、受講履歴として格納されない。

(7) 研修にかかる傷害保険への加入、託児サービス提供の事務処理は、大分県教育センターが行う。

■研修申込みフローチャート

